

## みなし登録電気工事業の廃止の届出

みなし登録電気工事業者が電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に届出をしてください。

| 提出書類              | 廃止 |
|-------------------|----|
| 電気工事業廃止届出書（様式第20） | ◎  |

◎印の書類が必要です。

各提出書類においては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合は、署名は必ず本人が自署してください。

様式第 20 (第 25 条)

電気工事業廃止届出書

|         |       |
|---------|-------|
| × 整理番号  |       |
| × 受理年月日 | 年 月 日 |

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名  
連絡先Tel

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 34 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 和歌山県知事許可 ( ー ) 第 号

2 事業を廃止した年月日

3 事業を廃止した理由

- 
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。